

宮城県ＬＰガス料金負担軽減支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１ 県は、物価高騰により生活に影響を受けている一般家庭等のＬＰガス利用者の負担を軽減することを目的として、ＬＰガス料金負担軽減支援事業（以下「間接補助事業」という。）の実施に要する経費に対して、当該経費の一部を補助する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部として、予算の範囲内で、ＬＰガス料金負担軽減支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和５１年宮城県規則第３６号。以下「交付規則」という。）で定めるもののほか、この要綱で定めるところによる。

（定義）

第２ この要綱において「補助事業者」とは、第５第１項の規定に基づく交付決定の通知を受けたＬＰガス販売業者に対する補助事業の執行団体をいう。

（交付の対象及び補助率）

第３ 宮城県知事（以下「知事」という。）は、補助事業者が行う補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

２ 補助対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

（交付の申請）

第４ 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、別に定める日までに、様式第１号による補助金交付申請書に知事が別に定める書類（以下「添付資料」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

２ 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

３ 次の各号のいずれかに該当する事業者等は、交付申請をすることができない。

- （１） 暴力団排除条例（平成２２年宮城県条例第６７号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- （２） 県税に未納がある者

(交付決定の通知)

- 第5 知事は、第4第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、補助金交付決定通知書を補助事業者へ送付するものとする。
- 2 知事は、第4第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 3 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

- 第6 申請者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に知事に書面をもって申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

- 第7 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合も含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

- 第8 補助事業者は次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第2号による計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の増減を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
- ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
- イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- (3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき
- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

- 第 9 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、国又は知事から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 3 知事は、補助事業者が前項の規定に違反して国又は知事からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 4 前 3 項の規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、知事は、必要な措置を講じるものとする。

(事故の報告)

- 第 10 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに様式第 3 号による事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

- 第 11 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があった時には速やかに様式第 4 号による状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第 12 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して 30 日を経過した日又は交付決定のあった日に属する県の会計年度の 2 月末のいずれか早い日までに様式第 5 号による実績報告書に添付資料を添えて知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、補助事業者が第 1 項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、知事は期限について猶予することができる。
- 3 補助事業者は、第 1 項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13 知事は、第12第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定された補助金の額を補助事業者へ通知するものとする。なお、帳簿類の調査ができない場合等、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないときは、当該補助事業に係る金額は補助の対象とならない。

- 2 知事は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 4 知事は、補助事業の適正な遂行のため必要があると認めたときは、現地調査等のほか、事業に係る取引先（請負先、委託先及びそれ以下の請負先、委託先も含む）に対して、現地調査等を行うことができるものとし、補助事業者は当該調査の実施に必要な措置を講じるものとする。

(補助金の交付)

第14 補助金は、第13第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、補助事業の遂行上必要と認めるときは、交付規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、様式第6号による精算（概算）払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第7号により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 前項に基づく補助金の返還については、第13第3項の規定を準用する。

(交付決定の取消し等)

第16 知事は、第8第1項第3号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第5第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他本要綱又はこれに基づく知事の処分や指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 間接補助事業者が、間接補助金を他の用途に使用し、その他間接補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に違反した場合
- (6) 暴力団排除条例に違反する場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号及び第5号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第13第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第17 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、様式第8号による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を県に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第18 取得財産等のうち、交付規則第21条第2号及び第3号の規定により、処分を制限する財産として知事が定めるものは、第17の財産であつて、1件当たりの取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械装置、重要な器具その他財産とする。

2 交付規則第21条ただし書の規定により知事が定める、財産処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間とする。

- 3 補助事業者は、交付規則第21条の規定により財産処分の承認を受けようとするときは、様式第9号による財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。
- 4 第17第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(情報管理及び秘密保持)

- 第19 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち間接補助事業者その他第三者の秘密情報については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表又は漏えいしてはならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
 - 3 第19の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(間接補助金交付の際に付すべき条件等)

- 第20 補助事業者は間接補助事業者等に補助金を交付しようとするときは第5から第8まで、第10から第13まで及び第16から第18までの規定に準じる条件を付さなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の規定により付した条件等によって間接補助金に係る返還等があったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
 - 3 補助事業者は、補助事業の開始前に、間接補助事業の交付手続き等について交付規程を定め、知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(その他)

- 第21 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 2 月 1 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 7 日から施行する。

別表 1（第 3 関係）

区分	内容
①事業費	(1) 値引き原資 1 契約当たり最大 1, 6 0 0 円（消費税を除く） (2) 値引き実施のための経費
②事務費	(1) 人件費（当該事業に従事する職員に限る） (2) 消耗品費 (3) 印刷製本費 (4) 通信運搬費 (5) 機器等賃借料 (6) 委託料 (7) その他事業を行うために要する経費のうち知事が必要と認める経費

別表 2（第 3 関係）

補助率	1 0 ／ 1 0 以内
-----	--------------